

信州安保法制違憲訴訟

訴訟の会ニュース

第12・13回 口頭弁論の報告

長野地方裁判所で8月28日に第12回、9月18日に第13回、第12回の口頭弁論が開かれました。2016年7月26日の第1次提訴から始まった裁判もいよいよ大詰め、8月は2名の証人尋問と2名の原告尋問、9月は6名の原告尋問が行われました。

原告尋問と言っても8名の原告は裁判など初めてという人がほとんど。ましてや法廷の証言席で裁判官に向かって、原稿やメモも無しに弁護士からの質問に答える形で話すなど、緊張感も最高でした。昨年の秋頃に「証人尋問」のメンバーが決まり、担当弁護士と質疑応答の原稿を作ったり、実際にやり取りの練習をしたりと、みなさん全力で取り組んできました。

今回2回の口頭弁論を原告メンバーの藤本豊さんに、新型コロナウイルス感染状況で傍聴席が大幅に減らされるなか、傍聴席を確保して「取材」をしていただきました。



8月28日

第12回口頭弁論期日報告

以下に藤本さんによる記事を掲載します。（あくまで藤本さん「取材」記事なので、尋問でのやり取りをそのまま文章にしたものではありません。法廷でのやり取りや雰囲気は藤本さんに伝えていただきます）

はじめに

当日のメモを下に、2020年8月28日の長野地方裁判所での口頭弁論期日の、証人・原告本人尋問の報告を簡単に記します。当日は傍聴希望者が21名であったが、新型コロナウイルスの感染対策のために傍聴席が13に制限されたため抽選となった。「3密」を避けるために、傍聴席は4人席に間隔を空け2人のところと、1人のところとの配置だったが、記者席は4人席に3人と「3密」であった。また、原告席は一人おきの着席であったが、被告席も3人席に3人とこれも「3密」になっていた。

証人尋問は裁判長の前の証言台で証人が、弁護士と国の代理人から尋問を受ける形で進化した。最初に証人が証言台で宣誓し、原告弁護士からの尋問の後、被告代理人からの尋問となるのだが、被告代理人からは一切尋問が無かった。裁判長からの尋問もなかったが、裁判長は熱心に聞いていた。

宮崎礼壹さんへの証人尋問

宮崎礼壹さんへは安藤弁護士が尋問を行い、証人の経歴等の確認から始まった。宮崎礼壹さんは元内閣法制局長官である。質問内容は、集団的自衛権の合憲性、存立危機事態の概念の曖昧性についてなどであった。

集団的自衛権の9条の合憲性については、一見明白に違憲である。自国が攻撃を受け火の粉を振り払うことは自衛権にあたり、政府は合憲とし、学会でもおおむね合憲とされている。他方、集団的自衛権は自国が攻撃にさらされていないことから、「国際紛争を解決する手段」と言わざるを得ず、文言上明白に9条に違反する。1972（S47）年の政府見解(参考資料)は、集団的自衛権は他国を防衛するものであるから9条と相容れないとされていた。1972（S47）年5月以降の国会で集団的自衛権が議論になった時に、日本近海で紛争が起こった時に集団的自衛権が行使できるのではと執拗に質問されたが、内閣法制局は「自国が攻撃されない以上行使できない」と回答したが、文書にして出せと迫られ政府見解を提出した。防衛2法は防衛庁の職員の給与等に関する法律の改正を含んでいるので毎年行われているが、その度に政府は自衛隊法は集団的自衛権の行使を前提としていないので合憲だと説明してきた。2004年（H16）の質問主意書に対する答弁でも、外国からの武力行使で国民が危険にさらされる場合は、必要最小限なら個別的自衛権として認められるが、集団的自衛権は認められないと、防衛省も外務省も政府もみんな考えていた。内閣法制局第一部長の時に、内閣法制局の意見をまとめる仕事に関与し、国会で1972年の内容と同じ内容の答弁をした。

存立危機事態については、国はホルムズ海峡の答弁で経済的な理由から存立危機事態となり得ることを説明したが、この一点からしても存立危機事態の概念が曖昧であることが明らかである。

新3要件は歯止めになるかとの質問については、存立危機事態が加わったが、非定型で曖昧である。他国のことでわからないので主体的な判断ができない。個別的自衛権は国際法上相手から手を出されたとわかるが、集団的自衛権では主体的な判断ができない。新3要件は歯止めにならない。

原告からの質問後、被告代理人からは質問なしということで、宮崎さんへの証人尋問は終了し、山岸弁護士から半田滋さんへの証人尋問が始まった。

半田滋さんへの証人尋問

半田さんから、イラク戦争の同行取材の話があった。イラク戦争にはPKOとして自衛隊が参加したが、3メートルの溝を掘った土塁が作られ、対戦車ロケット砲や22発ロケット弾の攻撃があり、非戦闘地域ではなく戦場だった。自衛隊については、軍隊は攻撃力を持つのが普通だが、必要最小限の機雷、潜水艦などで領空侵犯を護衛するだけで攻撃能力がない。韓国軍はベトナム戦に行ったが自衛隊は参加しなかった。今は、攻撃的兵器を少しずつ買い集め集団行使ができるようになり、後方支援ができるようになったので戦争に参加することが可能となった。

自衛隊の動きとして、2017年にインド洋でアメリカ、インド軍の共同演習のマラバルに参加し、インド太平洋、南シナ海で武力攻撃を前提とした訓練をしている。1990年以降の湾岸戦争では、機雷の除去の依頼を断り、遺棄されたものなら自衛隊法でもOKとした。その後は、アフガンテロ対策特別措置法で洋上補給を可能にし、イラク特別措置法や2008年安全保障法でアメリカを支援した。2006年7月にアメリカ軍が撤収後は自衛隊の役割がなくなり、国連空輸としたが空輸の対象者はアメリカ軍が多かった。

アジアの状況としては、韓国と北朝鮮は現在も休戦状態で、集団的自衛権で米軍を支援すれば、北朝鮮からのミサイル攻撃もありえる。将来アメリカが戦争をしないことはなく、アメリカの戦争に巻き込まれる。イラク特別措置法以降、アメリカと同じとみられているので戦争が起きたら遅い。今までは9条を理由に断れたが、安倍政権は2016年6月以降アメリカの武力攻撃に反対したことはない。他国の戦争を助けることで安全になるとの考えは新安保法制で危険が増した。

成澤孝人さんへの原告本人尋問

15分間の休廷後は本人尋問で、成澤さんが教え子の小池弁護士からの尋問を受けた。休廷時に尋問の時は資料を見ることができないから緊張するなぁと話していたが、尋問が始まると徐々に熱が入り手振りを交え熱弁を振るって次の様な発言をしていた。

権力者が憲法に縛られることで市民の権力が保障されているが、憲法の解釈が閣議決定で一夜で変わり、憲法の規範が歪められて立憲民主政に生きる権利が侵害されている。日本政府は、憲法9条の下での武力行使は、個別的自衛権までであって集団的自衛権の行使は違憲だと国会において何度も確認してきた。新安保法制制定前夜には、元最高裁判官、歴代内閣法制局長官、多くの法学者が安保法制の違憲を指摘した。そのような状況で、国会があえて新安保法制を制定した。この新安保法制制定行為が憲法99条（憲法を尊重し擁護する義務）や13条（幸福追求権）を侵害したことで、憲法が機能しているという市民の信頼感が失われた。個別自衛権は、こちらから手を出さない、戦わないことだが、集団的自衛権は、こちらから手を出すことを意味する。アメリカとどこかの国との武力衝突に日本が集団的自衛権を行使するならば、その国と戦争になる。したがって、新安保



法制は、60年間維持されている憲法の前文などにある平和主義（平和的生存権）を傷つけている。

最後に、本件は、国会の立法行為が市民の権利を害したことに對する精神的損害の回復を求める違憲国賠訴訟である。違憲国賠訴訟については、1985年（昭和60）の最高裁判決以来の判例がある。判例は、侵害される権利が個別的、具体的でなければ一切実体判断をしてはならないとはいっていない。判例は、違憲の問題と国賠法上の違法の問題を区別しており、裁判所は、この違法の要件にしたがって、たんと判断することが求められる。東京地裁判決は、最高裁判例を意図的に無視し、司法権の範囲を自らせばめることによって、政治部門に過剰に忖度した内容になっている。

事務局（連絡先）の変更

従来まで、上田市の佐藤法律事務所が信州安保法制違憲訴訟会の事務局（連絡先）となっていました。10月以降、変更になりました。

新しい事務局（連絡先）は下記の通りです。

信州安保法制違憲訴訟の会 事務局（連絡先）

〒380-0838

長野市県町532-3 長野県労働会館

電話 026-234-2116

FAX 026-234-0641

Email vi4h-kt@asahi-net.or.jp

担当 喜多英之

なお、カンパなどの送金先のゆうちょ銀行や銀行口座についてはこれから変更手続きを行います。

佐藤芳嗣さんへの原告本人尋問

最後に佐藤弁護士への本人尋問が滝沢弁護士から行われた。最初にお父さんの戦争体験を話され、その後ご自身のフィリピン「従軍慰安婦」補償請求裁判などの弁護士活動を通して戦争被害のことを知る中で、今回の裁判に関わる経緯になったことを淡々と話された。

お父さんは、朝鮮で教師をしていた。その後陸軍に徴兵され、ベトナムに行きインパール作戦にも参加され、1946年に佐久へ戻り教員をなさっていた。戦争のことを話すことはなかったが、インパール作戦のことは餓死や病死が多かったこと、自身もマラリアに罹患したことなどの話をした。200名の部隊のうち生還者は8名のみだった。その後マラリアの後遺症に苦しめられた。1977年逝去され、遺品の中に「新しい憲法の話」の本があった。



この本の配布は中学生だが、当時小学校教員にも配布された。一つは、この憲法は日本国民が自分たちで作った、自分たちの憲法である、自分たちで作った憲法は自分たちで大事にしなければならない。二つ目は、憲法前文には二つの意味がある。一つは、条文の意味の解釈の手引きとしての意味、もう一つは憲法を変える時には前文に示された三つの原則「国民主権・基本的人権・平和主義」という、基本的な考え方

と違う考え方で、変えてはならないと言うこと。三つ目は、これからの日本は、先の戦争を反省し、戦争をしない平和主義でやっていくことです。

佐藤さんは、フィリピン「従軍慰安婦」補償請求裁判、中国残留孤児長野訴訟、中国人強制連行長野訴訟などの裁判で弁護士活動をしてきた。その中で、フィリピンに於ける住民虐殺では、戦後補償問題で一般住民が被害を受けているが、軍人とは違うので住民被害は補償の対象外だとされた。戦争体験の教師の話では、広島・長崎の原爆被害、東京大空襲など日本人が受けた戦争被害であった。自身の弁護士活動を通して「慰安婦」、住民虐殺、沖縄・満洲の集団自決などを知ることで、戦争被害は日本人が外国人に与えた加害と、日本人の被害の双方を考えないといけないと思った。未だに一般住民の補償は未解決であることを活動の中で知ったと語られた。

新安保法制は手続き違反である。憲法の前文、9条、13条から平和的生存権は認められている。戦争をしない国家として60年経過し、憲法上「戦争で殺されない、殺さない」権利が存在する。日本はベトナム戦争では、集団的自衛権を認めてなかったから参加しなかったが、韓国は参加した。新安保法制では、アメリカ軍が軍事行動を起こせば、日本はアメリカ軍と共に戦争をしなければならない。核戦争の時代の戦争被害は計り知れない。集団的自衛権の行使を認めるなら、憲法の改正手続きが必要だ。憲法改正の国会発議もなく、自由権の行使や、投票権が侵害された。

集団的自衛権は個別的自衛権と質的に違いがある。そして、最後に「集団的自衛権を認めた新安保法制が違憲であることについて憲法判断をお願いしたい。」と結んでいた。

参考資料 「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」

(昭和47年10月14日参議院決算委員会提出資料)

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国連邦との共同宣言3第2段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

9月18日

第13回口頭弁論期日報告

はじめに

当日のメモを下に、2020年9月18日の長野地方裁判所での口頭弁論期日の、原告本人尋問の報告を簡単に記す。当日の傍聴希望者25名だった。裁判所へは傍聴では私語は禁じられているから飛沫感染の可能性が低いのに、「公衆衛生学」的な根拠も不明のまま今回も傍聴席が13に制限されたため抽選となった。傍聴席は60席あるのだから、コンサート会場の様に定員の半分の30席にすれば全員が傍聴できたのだのと思った。

10時20分開廷し、原告本人尋問は6名に対し6名の原告弁護士が尋問をした。国の出席者4名だった。

又坂常人さんへの原告本人尋問

又坂さんが最初に福本弁護士から問われたのは、なぜこの訴えを提起したのかということであった。氏は安保法制法のような明白な違憲立法が多くの人々の反対にもかかわらず白昼堂々と成立し、現実に通じているという現実がある、そして法律専門家として、これを看過することは自らの職責に反するものと考え、安保法制法の危険性・違憲性を広く世間に訴え、かつ裁判所に司法判断を求めるために訴えを提起したと述べた。

なぜ国賠訴訟なのかという質問に対しては、賠償請求をするがお金が欲しいわけではない。国賠訴訟の目的は損害の填補であると一般にい

われているが、それだけではない。仮に安保法制法が違憲であるという司法判断が示されれば、国としては賠償金を支払うだけではなく、違憲状態を是正するために法の改廃等何らかの措置を講じなければならない。このような国賠訴訟の違憲状態是正機能の発揮を求めて本件訴訟に及んだのである、と答えた。

次いで、平和的生存権の規範構造に関する弁護士の質問に対して、概要以下のように答えた。憲法前文で宣言された平和的生存権は、抽象的な権利であるが、憲法9条と憲法13条は武力行使の禁止と外敵からの国民の生命財産等の保護を国に義務づけており、この義務を具体化し実定化するために防衛法制が形成されていると解される。その意味で平和的生存権は防衛法制法を媒介として実定化された制度的権利である。実定的な権利としての平和的生存権は、外敵の侵略からの防衛とそれ以外の場合における武力行使の禁止を国家に求める権利である。そして公権力によってこれが侵害された場合には、その是正を行政訴訟によって直接求め、あるいは国賠訴訟によって損害賠償を請求することができるという意味において、個々の国民に与えられた具体的な権利である。

弁護士のなぜ安保法制法によって今述べた意味での平和的生存権が侵害されることになるのか、という問いに対する答えは以下の通りだった。

安保法制法によって、先に述べた防衛法制に「他国防衛のための武力行使」という異質な要素が持ち込まれた。すなわち、存立危機事態や重要影響事態においては、日本の国民を侵略から守るためではなく、同盟国を守るために武力行使ないしそれと一体化した支援活動をしている。これは憲法が禁止する集団的自衛権の行使に他ならない。憲法上の平和的生存権を具体化する法制度の中に、違憲の要素を

持ち込むことは制度を破壊することであり、それにより当該制度によって保障された権利としての実定平和的生存権が侵害されたのである。

個人的な体験として、父親が運営していた福祉施設には戦災孤児がおり、施設内に住居があったので、一緒に生活してきた。その子どもたちを通して戦争の悲惨を子どもながらに理解していた。今新安保法制で戦争に巻き込まれるかと思う精神的負担がある。

裁判所の公平な運営に感謝している。ぜひ憲法判断をお願いしたいと締めくくった。



新海 寛さんへの原告本人尋問

新海さんはご自身の戦争体験を一由貴史弁護士からの尋問に次の様に答えていた。

名古屋に住んでいたが、実家の屋根に破片が落ち、母がパニックになり知多郡の東浦に引っ越した。攻撃は最初の目標の軍事工場などを爆撃し、その後に編隊がバラバラになって残った爆弾を落としていった。

15歳の時の1945年4月に幼年学校入学した。授業中に空襲警報がでると逃げた。B29がまっすぐ飛んできて黒い爆弾が落ちた。爆弾の

落ちる角度が45度だと直撃されるとのことで大騒動にあったことがあったが近くにおちて助かった。軍事工場で、朝から6時まで、遅番は8時まで、鉄の棒を削って中学生が兵器の部品を作っていた。風船爆弾もあった。遅番の遅い時間だと焼夷弾攻撃が夜来る。焼夷弾で攻撃される。空襲警報がでるとタコツボに逃げる。夜の空襲があった時の空はきれいで、B29の低空飛行でサーチライトがあたりきれいだった。タコツボは怖い。いつ落爆弾が落ちてくるかと思うと怖くて、パイプをつないで友だちと話をしていた。

幼年学校では丘陵地帯を行軍した。グラマン機の攻撃が多く、動くものがあると降りてきて機銃で歩いている生徒を撃つのでとにかく山に逃げる。操縦士の真っ赤な顔が見えた。沖縄線が終わった頃に、短剣術があった。鉄砲は付いていない、刃の付いた本物の短剣で相手を付き殺す訓練。その時は戦いだから、相手を殺すのは当たり前と思っていた。鬼畜米英で

人間あつかいはしない。中国人は「ちゃんころ」で同じ人間と認めないで、将校が大勢の中国人を切り殺すのを自慢していたし、学校を出たらそうしたいと憧れていた。友だちと新聞記事をみて話すとおれが頑張るとなっていた。

9条は戦争を反省し、人殺しをする戦争はしないと、国際的にもそう思われていた。それを安保法制がひっくり返した。

戦争体験者としては、戦争で「いつ、何時、命を取られるかもしれない」ことがあってはならないと思う。憲法で宣言していることを、十分な審議をしないで、私たちの投票権もなく改正手続きすら与えられずに、閣議決定で決めたのがいいのか。理不尽な閣議決定で戦場に送り込んでいいのか、民主主義の国であってこんな

ことがあっていいのかと、戦争体験者としての思いの丈を切々と述べていた。



大橋直紀さんへの原告本人尋問

大橋さんは、藤原寛文弁護士からの尋問に対し、原告になった思いを当時の生活を振り返りながら訥、時には声をつまらせながら訥々と答えていた。

高校生の時に学校の憲法についての勉強会に参加していた。そこでは憲法学者が安保法制に詳しく説明した。当時は高校生だったので、内容は分からない部分もあったが、多く学者が安保法制は違憲だとしているに安保法制が成立するのはおかしいと思った。

憲法について教わった内容が簡単に変わったのがショックだった。今の暮らしが安心できるのは憲法があるからと思っていた。でもこんなに憲法が頼りないものかと思った。憲法が頼りないものだと自覚したら安心して暮らせなかった。

受験生で小論文の勉強をしていたが、安保法制のことを知ったら、勉強ができなくなった。

高校で勉強するなかで、生きづらい人がいると気づいたので、大学で勉強して生きづらい人を減らすための直接支援する仕事をしたいと思った。そのためには、法律をわかりやすくして伝えることが必要を思って法学部に進路を決めた。

憲法が土台にあって法律があると思っていたので、勉強しようとしても、安保法制で憲法がないがしろにされていることを考えると勉強が嫌になった。大学で勉強しても無意味ではないかと思うと勉強が出来なくなり、ストレスが強くなった。夜中3時ごろまで眠れなくなって、2日くらい食べられなくなって勉強できないという悪循環に陥った。

原告になった経緯としては、学校の先生の紹介があった。その頃に選挙権が18歳からになったことにエネルギーをもらった。裁判所へも勇気を出して行こうと思った。

学外で障害があることでの大変さなどを聞いているので、生きづらい人を少しでも減らしたいと考えて、ゼミで勉強しているが、今もなんで勉強するかと考えると手が止まることがある。安保法制のことを思い出すと、今の日本は憲法を大事にしているかとか、いいように変えられているとすると、生きづらい人を少しでも減らしたいという夢が実現できるかと思うと、手がとまり安心して全力でがんばれない。

最後に、安定した立憲民主制の下で、勉強してガンバル権利が失われた。もう一回議論する機会をくださいと思う。原告になったことで、親や友だちがどう思ってるかと考えながらも、小心者なのですが、勇気を出してやってきた気持ち、大人にわかってもらわないとだめ、裁判所も国も少しでも理解してほしいと思うと結んでいた。

金井奈津子さんへの

原告本人尋問

吉澤裕美弁護士への尋問に母親の立場から次の様に語っていた。子どもが高校生のころ、戦争に行く不安があったが9条がある大丈夫だと思っていた。今子どもが減ってきて徴兵制になるかと思った。病気で死ぬかと思った時に自分が何を残せるかを考えたときに、理不尽に殺されることかがない、平和な国が続いて欲しいと思った。

安保法制では学者の9割が違憲とし、こんなに反対している人がいるのに、憲法を守るはずの議員が法案を通したのがショックだった。平和憲法を遺言と思っていたのが失われた。

今、子ども減る中で自衛隊志願者も減っている。徴兵制になるとエリートは逃れるかもしれないが、私の周りの子どもたちは逃れられないと思う。2019年に生まれた赤ちゃんは86万人で年々減少している。自衛隊員は23万人いるが隊員が不足しているので、2018年には採用年齢の上限を6歳も引き上げるほど切迫している。8月20日の毎日新聞で「海上自衛隊員2,000人募集」という記事があった。その日に松本駅構内で、初めて「自衛官募集」の10mくらいの横断幕を見て、自衛隊員不足が私の日常に迫っていると思った。若者の人口が減って、自衛隊員も不足していると、徴兵制が自分の子どもや孫に、現実的にせまるって来ていると感じる。2015年から19年までの間に出生数は14万人も減っている。コロナでもっと



減ることもある。コロナでの雇止めが5万人になった。アメリカ軍ではお金も仕事もない若者が軍隊に行っている。日本も同じになると思う。戦地に行くと「ころ」を取り戻すのが難しくなり、自殺したり、敵と勘違いして妻を殺してしまうこともあり、戦争に行くとも身体が生き残れても「ころ」が死んでしまう。

安保法制で、子どもを巻き込むことが日本のためになるとは思わない。集団自衛権でいつ攻撃されるか分からない、敵基地攻撃をすればやり返され、日本国民全員が対象となる。子育て中は忙しく社会に目を向ける余裕がない。そういうパパママのためや、災害救助をしようと自衛隊に入った若者に、真逆のことをさせないために、今、ここに立っている。

最後に、裁判官も国の方にも、子どももいるのでしょから、ご自分ごととして考えてほしいと訴えていた。

後藤正次さんへの原告本人尋問

小池さやか弁護士への尋問に対し、国鉄とJRの運転手としての経験を下に、新安保法制下で我が国に攻撃が及んだ時の鉄道輸送の危険性を中心に答えていた。

後藤さんは、28歳で電気機関士になり、64才まで36年間、国鉄とJRで信越本線や、中央線で運転をしていた。その後70歳まではJR貨物会社の子会社に再就職をして、機関区の構内で運転をしていた。

貨物列車の輸送は、ガソリンや灯油などの石油タンク列車と、ジュースやお米などを運ぶコンテナ列車の2があり、長野県下もその2つの種類の列車が走っている。

プロジェクターに右の写真が映され、小池弁護士が市街地に走っていることを確認。この写真は現在のしなの鉄道線の戸倉駅と坂城駅の間を走る

列車で市街地も走り通勤客などがある駅のホーム



を通過する時もあると、石油タンク列車の現状を伝えていた。運転士一人だけ300mほどの18両のタンク車を連結して運転しているので何かあった時に一人で対処しなければならない運転の実態が話された。

国鉄時代の組合運動の中から、731部隊、南京大虐殺、朝鮮半島の植民地支配を知り愕然とした。

周辺事態法や国民保護法で、後方支援に協力する公共輸送機関にJR貨物の会社が指定され戦争のための物資を運ぶことになると思った。その業務命令を拒否する力が私たちにあるのかと職場で論議した。9条があるのに、何故こんなことを論議しなければならないのかと憤りが湧いた。戦争のための物資を運ぶ列車の運転を拒否すれば、業務命令違反として解雇される。懲戒処分を想定して業務命令を拒否することが出来るかと議論した。

運転には、国家試験の免許があればできるが、バスやトラックは知らない道でも何とか走れるが、列車の運転はそうにはできないから、有事の事態になればJRの貨物の運転士が動員されると思う。

安保法制は、アメリカと共に戦うので、相手国からすれば日本は敵国となり、貨物列車の石

油タンクや、南松本駅や坂城駅などのオイルターミナルなどは攻撃対象になると恐怖を覚える。国鉄の長野機関区が米軍の空襲を受けた時の右の写真を示す。タンク列車は、市街地も走るので攻撃対象になり、攻撃されれば対処のしようがない。

最後に「戦争はしない」と宣言した中での列車の運転と、「戦争に引き込まれるかもしれない、そしてそこに動員されるかもしれない」は全く違う。後輩たちが危険にさらされる運転を強要されることに心が痛むので、司法の場で、明確な違憲判断をと結んでいた。



竹内 忍さんへの原告本人尋問

竹内さんは、高校での生徒との関係を中心に李 栄愛弁護士の尋問に答えていた。

2011年東日本大震災以降の被災地でのボランティア活動、沖縄、中国、タイ、カンボジアなどの地域に生徒と一緒にいき、現地での体験から歴史や社会問題などを学ぶオリジナルな授業を実施している。例えば、毎年9月18日、それは瀋陽の柳条湖で日本軍が満鉄の線路を爆破し日中戦争に全面的に突入した日で、中国全土では街にサイレンが鳴り響く、そんななかを

生徒たちと一緒に中国の現地で歴史を学び、人々と交流している。撫順の平頂山の資料館には日本軍に殺された状態のままの姿で約800体の遺骨が保存されている。そこでは生徒たちは戦争の悲惨を実感し、また日本軍だけで無く一般人の満鉄社員も虐殺に関わっていたことを知る。「日本ではみんな良き人であるはずの人間がなぜ？」と問い考える。2015年の旅では、一人の生徒が「こうやって殺されるし、自分もこうやって人を殺すんだなあ」と話した時、実際にこれが新安保法制で現実になるのではと思った。

大人や教員は子どもや生徒から「なぜ勉強しなくてはいけないのか？」と聞かれる。その時、多くは「あなたの未来・将来のためだ」と答える。その「未来」や「将来」は、現在の日本では憲法の理念が保証している。子育ても教育も未来の国民を作るだけではなく、ましてや良き兵士をつくるためではない。親が教師が子どもや生徒の前に立てるのは、彼らの未来は本当に平和で幸せ、豊かであると確信できるからのはず。安保法制が成立し、そんな未来への確信が失われた。こんななかでどうして子を産み育て教育していくことができるのか。

学費も生活費もアルバイトと奨学金だけで賄い、東京の大学で自立した生活をしていた高校の卒業生がいた。2015年9月に会ったときに、奨学金の返済で880万円の借金があると話していた。そして「安保法制で徴兵制になり、奨学金返済が免除されるなら軍隊に行ってもいいかなあ」と自嘲気味に話していた。自分は授業でその生徒に何を伝えてきたのだろうかと思った。今まで教育してきたことが、もろく崩れたと痛烈に感じた。

つい先日、生徒たちと東北の被災地に行った。新型コロナで例年のような現地の方々との交流ができなかったが、被災地の様子を丹念に

見てきた。本来なら復興祈念の東京オリンピックが行われたはずなのに、いまやっと復興工事が始まった所もあり生徒は驚いていた。福島第一原発近くの浪江地区は低線量の荒れた風景が広がっている。大人は子どもたちに人が生きることのできないような大地を残してくしかないのか。その上、戦争が現実化するという、殺されるだけではなく、自分が人を殺すかもしれない未来を彼らに手渡すのか。ここにいる国側の人も弁護士も裁判官も、人の子であり人の親であるわけで、どういう未来を考えたらいいかを共に考えるのが、私たちの大人の一人ひとりの責任だと思う。みんなが考えていかなければならないことだと力説していた。

=====

第13回口頭弁論期日は12時5分に閉廷となり、次回は来年の1月29日金曜日の10時30分となった。

閉廷後のミニ報告会

その後、弁護士会館に会場を移し、当日の感想を述べたミニ報告会があった。本人尋問をした方々からは、「証言台に立ったのは貴重な経験だった」「準備していたのとは別のことを話してしまった」「尋問担当の弁護士さんとの打合せをしたが、違う内容を話して弁護士さんが慌てていたようで申し訳なかった」「裁判官に伝わると良いが…」「何を話したかよく覚えていない」などの感想があった。傍聴者からは、それぞれの思いが十分に裁判官に伝わっていたと思うという意見が多くあった。

1/29 第14回口頭弁論

いよいよ裁判も大詰め。この第14回公判で結審です。

最終準備書面が出され、当日は、佐藤弁護士や安藤弁護士などによる最終の意見陳述がおこなわれます。 判決はその後、春頃になりそうです。

新型コロナ感染拡大状況により傍聴席が少なく、希望者多数の場合は抽選になります。

当日傍聴希望の方は、後日案内と申し込み方法をご案内しますので、それをご参照下さい。

感染予防のため、十分な注意をしていただくとともに、様々な制約があることにご理解をいただきたいと思います。

1. 日 時 2021年1月29日（金） 10:30～

傍聴希望の方は 9:20 に労働会館5F会議室に集合。

（長野県労働会館5階大会議室：長野市県町532-3）

その後、裁判所に向かい、場合によっては抽選になります。

2. 場 所 長野地方裁判所 大法廷

3. 報告集会 弁論終了後、11:30過ぎから報告集会を実施します。

場所：長野県労働会館5階大会議室